

下水道使用料改定委員会 会議録

件名	第1回八戸市下水道使用料改定委員会
日時	平成21年11月26日(木) 14:00～
場所	八戸市議会第一委員会室
出席者	委員会委員(敬称略) 長谷川、豊田、小野、工藤、嶋守、竹子、百目木、中屋敷、藤村、三浦 事務局 市長、中嶋、関川、岩藤、鬼柳、風穴、田澤、中居、早狩、高橋、明戸、阿部、工藤
資料	○次第 ○委員名簿 ○席図 ○会議資料
議事内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 委員長、副委員長の選出 5. 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下水道使用料改定委員会の公開について (2) 会議録の確定方法について 6. 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 八戸市下水道使用料改定委員会について (2) 下水道使用料の概要について 7. その他 8. 閉会

会 議 内 容

【司会】

● 本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから「第1回八戸市下水道使用料改定委員会」を開催いたします。本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。市長が皆様のお席に参りますので、お名前を呼ばれた方はその場でご起立をお願いします。市長よろしくお願いいたします。

— 市長から順次、委員に委嘱状を交付 —

会 議 内 容

【司会】

- 続きまして、小林市長からご挨拶を申し上げます。市長よろしくお願ひいたします。

【市長】

- それでは、一言ご挨拶申し上げます。

本日、皆様には、大変お忙しい中、八戸市下水道使用料改定委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、この度、本委員会の委員を快くお引受けいただき、心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、下水道は住民の快適な生活環境を確保するとともに、河川や海域などの自然環境を保全する上で、欠かすことのできない施設であります。また、近年、異常気象に伴う局地的な豪雨による浸水被害も多数発生している中、普段は目に見えないところにある下水道に求められる役割はますます重要になってきております。

現在、当市の下水道普及率は平成20年度末で51.8%、約12万6千人の市民が利用できる状況となっておりますが、全国平均72.7%に対して未だ低い水準となっております。市といたしましても、財政状況は大変厳しい状態ではありますが、限られた財源の中で、今後とも着実に下水道の普及推進を図って参りたいと考えているところであります。

この様な中、下水道事業における貴重な財源の一つである下水道使用料は、平成3年の改定以来、これまで4、5年おきに見直しを図って参りました。前回の使用料改定から4年を経過した、昨年10月に「下水道使用料審議会」を設置し、今後の使用料の在り方について議論いただき、今年の6月に意見書を提出していただきました。

今回の改定委員会は、その意見内容を踏まえて、使用料について、更に詳細に市民の皆様からの意見を頂戴すべく設置することとしたものであります。

委員の皆様におかれましては、前回の審議会の審議内容や最新の財政状況、今後の下水道事業の進捗見込みなど、多角的な面から、忌憚りの無い議論をしていただき、今後の使用料体系や使用料単価について意見をまとめていただきます様お願ひ申し上げ、ご挨拶といたします。

【司会】

- ありがとうございます。

本日の会議でございますが、委員10名中、10名の方が出席でございます。「八戸市下水道使用料改定委員会設置要綱」第6条第2項により、会議が成立することをご報告いたします。

続きまして、当改定委員会の委員長を選任していただきたいと存じます。委員長が決まるまでの間、議事の進行については、仮議長として小林市長にお願いしたいと存じます。市長、お願ひいたします。

【市長】

- それでは、委員長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。

委員長については、「八戸市下水道使用料改定委員会設置要綱」第5条第2項の規定に基づき、「委員の互選によって定める。」とされております。どなたか、選考についてご意見ございませんか。

【G委員】

- はい。前回の経緯を良くご存じである、長谷川委員にお願いしたらいかがかと思ひます。

【市長】

- ただいま、委員長に長谷川委員を、というご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

— 参同の拍手 —

【市長】

- ご異議が無い様です。長谷川委員よろしいでしょうか。

会 議 内 容

— 長谷川委員了承 —

【市長】

- それでは、委員長に長谷川委員を選任することに決定いたします。長谷川委員長どうぞよろしく願います。

委員長が決まりましたので、私は仮議長としての任務を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会】

- それでは、長谷川委員長、議長席へお願いします。

— 長谷川委員長議長席へ —

【司会】

- 長谷川委員長から、一言ご挨拶をお願いします。

【長谷川委員長】

- 委員長を仰せつかりました長谷川でございます。この仕事、下水道は市長がおっしゃる様に、非常に市民にとって、特に健康を管理、環境という、私たちが21世紀に大切にしなければならない、その中でも重要な事業と受け止めています。ただ、残念なことに先程もありました様に、八戸市の普及率は、いかんせん周辺に比べても低い状況にありますから、そのレベルでも充実したものを提供しなければいけないのですが、一方で財政的にもそれを許容するといえますか、納得していただける環境を作っていかなければならないと思います。その意味で本日のこの委員会、使用料のことでございますけれども、下水道の仕組み全般を承りながら、良い委員会として、まとめた意見を提出させていただきたいと思います。皆様のご協力をよろしく願います。

【司会】

- ありがとうございました。

なお、市長は引き続き公務がありますので、ここで退席させていただきます。

【市長】

- どうぞよろしく願います。

— 市長退席 —

【司会】

- 続きまして、副委員長を選任したいと存じます。

副委員長は「八戸市下水道使用料改定委員会設置要綱」第5条第2項の規定に基づき、委員長の指名によって定め、委員長が欠けたときは職務を代理することとなっております。

それでは、委員長からご指名願います。

【長谷川委員長】

- はい。市議会議員を務められ、行政にも精通されておられる豊田委員にお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

— 豊田委員了承 —

【司会】

- それでは、副委員長に豊田委員を選任することに決定いたしました。豊田委員、どうぞよろしく願います。豊田副委員長から、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

【豊田副委員長】

- 皆様、こんにちは。ただいま、副委員長のご指名を賜りました豊田でございます。私に副委員長というのは大役でございますけど、前回の審議会の時に会長をなさった長谷川先生が、今回も委員長ということでございます

会 議 内 容

ので。そして、このメンバーの方々もですね、審議会に引き続きまして多くの方がその時のメンバーでいらっしゃるということで私も心強くいたしております。本当に市民に直結した使用料の問題でございますので、慎重に、かつ公正に審議していきたいと思っております。どうぞ委員長をはじめ、委員の皆様、そして事務局職員の皆様方、いろいろお教えいただきまして、任を果たしていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

もう一つ、大変恐縮なのですが、今、市長も公務ということでお出かけになられましたが、私もこの後、広域で議員の研修会がございまして、そちらの方が福地なものですから中座いたしますこと、最初からで申し訳ございませんけれども、何卒お許しいただきたいと思っております。お許しくださませ。

【司会】

- ありがとうございます。

最初の会議でございますので、改めて委員の皆様をご紹介したいと存じます。お名前を及びいたしますのでその場でご起立願います。

— 順次委員を紹介 —

【司会】

- 続いて、事務局職員を紹介します。

— 順次事務局職員を紹介 —

【司会】

- それでは、資料の確認をしていただいて、本日の会議に入りたいと存じます。本日お配りしている資料は、次第、委員名簿、席図、会議資料となっております。

— 豊田副委員長退席 —

【司会】

- 過不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、この後の議事進行については、設置要綱第6条により長谷川委員長に議長をお願いいたします。

【長谷川委員長】

- はい。それでは議事に入りたいと思っております。

最初に、「審議案件(1)下水道使用料改定委員会の公開について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- それでは、「下水道使用料改定委員会の公開について」、事務局から説明いたします。

附属機関等の会議の公開につきましては、審議案件(1)の資料の次のページにあります「附属機関等の会議の公開等に関する取扱い」で定められております。

第2の「会議の公開基準」において、「原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部、または一部を公開しないことができる。」とあり、(2)において「公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合」は非公開とすることができるとされております。

また、会議の公開・非公開の決定は第3により、附属機関等の長が会議に諮って行うものとなっております。

会議録につきましては、第6により、公開・非公開に関わらず、速やかに作成し、会議において公開しないこととした情報を除き、公開することとなっており、「非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努める。」としてあります。

本委員会でご審議いただく下水道使用料は、市民生活に直結しているものであり、本来は公開することが望

会 議 内 容

ましいと考えます。ただし、本委員会では具体的な使用料体系や使用料単価の設定についてご審議いただくこととなっておりまして、公開にすることで審議の途中で結論が出ない内に、数字が独り歩きしてしまう可能性があり、審議を進める上で大きな支障が出る恐れがあると考えられます。よって、事務局としては、

- ① 会議は非公開とする。ただし、具体的な使用料の料金設定や改定率の部分についての審議に入らない、本日の会議のみ公開とする。
- ② 会議における発言は、会議録として記録される。
- ③ 会議録は公開とします。ただし、非公開の会議については、全ての審議を終了し、意見書の提出を行った後に公開する。
- ④ その他詳細については、「附属機関等の会議の公開等に関する取扱い」のとおりとする。

ということで、委員会を運営していただければと考えております。

なお、「会議録及び資料の公開に関する取扱い」ですが、公開する会議録におきましては、どなたの発言か特定できない様に、氏名は伏せさせていただきたいと思っております。

【長谷川委員長】

- はい。どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から会議の公開についてご説明がありましたが、皆様からご意見やご質問ございませんか。合わせて、私からお願いがございます。今回の委員会は下水道使用料、非常に身近な料金の改定でございますので、市民の皆様も大きな関心をお持ちのことと思います。そこで、本委員会に対して問い合わせを受けた場合の対応ですが、これにつきましては、私と事務局が相談しながら対応を進めさせていただくということで、ご了承いただければという風に思う次第でございます。

いかがでしょうか。

— 異議無しの声 —

【長谷川委員長】

- よろしいでしょうか。

それでは、「審議案件(1)下水道使用料改定委員会の公開について」は、事務局及び小生の案のとおりとさせていただきます。

次に、審議案件の(2)でございます、「会議録の確定方法について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

- では、「会議録の確定に方法について」、ご説明いたします。

会議録の確定方法につきましては、特に取り決めがございません。確定方法といたしましては、

- ① 会議における議決、
- ② 委員全員による個別の承認、
- ③ あらかじめ指名された委員による承認、

等が考えられます。事務局といたしましては、会議録を速やかに作成し、確定したいという観点から、③の「あらかじめ指名された委員による承認」としていただきたいと思います。委員ですが、2名によるご承認といただければと考えております。

【長谷川委員長】

- はい。ただいま事務局から、会議録の確定は、あらかじめ指名された委員2名の方での案ということですが、いかがでしょうか。特にご異議無ければ、これに沿って2名ということで進めたいと思いますがよろしいですか。

会 議 内 容

どなたかやっていただけます方はいらっしゃいますでしょうか。特に無ければ私から指名させていただきますけど、よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ですけど、藤村委員と三浦委員にお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいいたします。よろしいでしょうか。

— 藤村委員、三浦委員了承 —

【長谷川委員長】

- それでは、「審議案件(2)会議録の確定方法について」は、藤村委員と三浦委員にご承認いただいて確定することといたします。よろしく願いいいたします。

続いて、報告案件です。報告案件(1)です。「八戸市下水道使用料改定委員会について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

- それでは、今回の「八戸市下水道使用料改定委員会について」、事務局からご説明いたします。

資料の「報告案件(1)」の所に、八戸市下水道使用料改定委員会の概要を示してございます。

下水道使用料につきましては、市長からの挨拶にもございましたけれども、昨年立ち上げました「下水道使用料審議会」において、「使用料改定の必要性の有無」、及び「改定する場合、その時期」等についてご審議いただきました。本年6月に意見書を提出していただいて、「使用料改定の必要は認められるが、社会情勢等を考慮すれば、今は改定する時期ではない。」、また、「使用料体系については、水道料金体系と密接な関係があることから、水道料金の体系見直しと歩調を合わせて検討すべき。」というご意見をいただきました。

その後、水道企業団では、平成23年度中の施行を念頭に置いて水道料金の改定の検討に入っているとの情報がございました。現在の下水道使用料体系は、用途別料金体系を採用しておりまして、用途区分の情報は、水道料金体系のそれに依存している状況でございます。その為、下水道においても、新たな使用料体系への検討が必要となってきております。

また、基本水量の設定を含め、使用料体系の改定は使用料収入に大きな影響を持つことから、料金単価の設定についても同時に検討する必要がございます。前回の審議会とは、まだそれ程間も空いてないのですが、下水道使用料料金改定の詳細についてご審議させていただきたいと思ひまして、改めてお集まりいただいた次第でございます。

最後になりますが、今後のスケジュールとそれぞれの審議案件の予定を記載しております。目標といたしまして、来年5月に意見書を提出という形で進めて参りたいと思っております。どうぞよろしく願いいいたします。

【長谷川委員長】

- はい。報告案件(1)の話です。今のご説明について、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

6ページにこれからの、第5回まで、そして5月に意見書を提出するというスケジュールが案として挙がっているところございます。よろしいでしょうか。

— 意見・質問無し —

【長谷川委員長】

- それでは、この後は次の(2)のお話をいただくのですが、(2)はパワーポイントで、映像で皆さんに分かりやすくご説明いただけるというお話なので、若干休憩を取らせていただきたいと思います。10分後でよろしいでしょうか。

では、35分から再開するという事で暫時休憩ということにさせていただきます。どうぞよろしく願いいいたします。

会 議 内 容

— 休 憩 —

— 再 開 —

【長谷川委員長】

- それでは皆様お揃いですが、よろしいでしょうか。会議を再開いたします。
「報告案件(2)下水道使用料の概要について」、これを事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

- はい。それでは、「下水道使用料の概要について」、ご説明させていただきます。
前回の審議会の方では、実際に下水道使用料や、使用料体系はどの様になっているかということについて、重点的にご説明させていただきましたが、まず、前もって下水道使用料はどういう性格のものなのか、どういう考え方において算定されているのかについて、今回、第1回の下水道使用料改定委員会でご説明させていただきたいと思い、報告案件(2)で説明させていただきます。

パワーポイントに従ってご説明させていただきますけれども、皆様のお手元に同じ内容の資料をお配りしておりますので、そちらの方とも合わせながらご覧になっていただければと思います。

まず、下水道使用料について、法律の面から考えた資料でございます。下水道は公の施設でございます、この公の施設というものは地方自治法によって規定されております。公の施設であることは第244条の中で規定されております。それからですね、②番。公の施設の利用者に対しては使用料を徴収することができる。これは地方自治法の第225条で規定されてございます。使用料を実際に徴収する際には条例で制定する必要があります。そこで、八戸市では八戸市下水道条例の第14条の中で使用料を利用者から徴収しますということを規定しています。この八戸市の下水道条例の規定によって、下水道使用料は利用者の皆様から実際に徴収、お支払いをお願いしているということになります。また、この使用料ですけれども、④として強制徴収債権の性格を有しております。実際にお支払い、滞納とかですね、未納があるお客様には、状況が酷ければ市税等と同じ様に最終的には差押えというところまでできるという性格を有しているものであります。使用料の地方自治法で規定についての説明は以上になります。

次のページに参ります。では、実際の使用料の徴収の根拠について、今度は地方自治法ではなく、下水道法によっても規定されてございます。下水道法の第20条の中で「使用料を徴収することができる。」という規定がございまして。その中で使用料は①、②、③、④の考え方で、使用料を設定してくださいということも合わせて規定されております。

- ① 量、水質に応じたもの、
- ② 適正な原価を超えないもの、
- ③ 定率、定額で明確なもの、
- ④ 不当な差別的取扱をしないもの、

この要件を満たす様に使用料を設定してくださいという風に下水道法の中で規定されてございます。下水道法の規定について、説明は以上になります。

次の3ページ目、こちらの方が参考の資料といたしまして、先程説明いたしました地方自治法、下水道法、八戸市下水道条例の関係する条文を資料として載せさせていただいております。各、それぞれ、この様な条文で規定されていることを根拠に下水道使用料というものを賦課、徴収させていただいているということでございます。法律の面からみた下水道使用料についての説明は以上となります。

会 議 内 容

それでは次の4ページ目に参ります。続いてですが、「下水道事業費と経費・負担区分」と題しております。下水道事業に係る経費と下水道使用料の関係について、ここではご説明いたします。今回は下水道にかかる経費として、ここの中では維持管理費、資本費、建設改良費の3つを挙げてございますけれども、実際に下水道使用料に関わってくる部分としては、維持管理費と資本費の2つを取り上げさせていただきます。この維持管理費と資本費、これを全て使用料で賄うということではございません。細かく見て参りますと、それぞれ、維持管理費と資本費の中でですね、維持管理費は雨水と汚水に分けられております。資本費の部分も汚水1、汚水2、と分けられておりますが、大きく分けると汚水分と雨水分の2種類に分けられます。

次の段に参りまして、経費区分とあります。こちらの方で先程分けました汚水分の経費と雨水に係る経費を分けます。これが汚水経費と雨水経費の2種類に分けられます。それで更にですね、実際に、最終的に経費区分から、最後、一番下の段の負担区分になりますけれども、実際に汚水経費の中の黄色の部分の(B)とピンク色の部分の(C)、汚水分1の部分ですね、この2つ、(B)と(C)が足されたものが最終的に使用者の皆様にご負担をお願いする部分となります。この部分が使用料で賄わなければならない経費の部分となります。

それでは、残りはどうなるかと申し上げますと、汚水分の中で(D)、汚水分2の部分ですけれども、この部分と、雨水経費、それとですね、こちらに(A)と(B)とありますけれども、こちらの部分はですね、公費負担で賄う部分となります。実際に、税金、起債等によって賄う部分となります。ですので、今回対象となる使用料で賄わなければならない部分というものは、汚水分の中でもこの維持管理費にかかる部分と資本費の中の一部ですね、この部分が実際に使用料の対象経費、使用料で賄わなければならない経費ということになります。

次のページに参ります。次に実際に、では使用料をどの様に算定するかという具体的な考え方についての説明です。実際に使用料で賄わなければならない経費をどの様に使用者の皆様にご負担していただくかについての作業を説明いたします。

まず、下水道事業を進める上でどの様に下水道の整備を進めるかという指針となる下水道の基本計画や更にその詳細について定めました認可計画が基となります。

その計画により事業費を予測して実際に財政的な方向性を決めて参ります。それが、1番の財政計画の策定の部分になります。実際に事業としてどれ位の経費がかかるのかについて、事業全体の財政収支の見通しをこの財政計画の策定の中でつけていきます。

その中で先程説明いたしました使用料で賄うべき経費というものを予測して、どの程度使用料を負担していただくかについて、この「使用料体系及び水準の設定」というものを行います。今回の使用料の改定委員会では、主にこの2番の使用料の体系及び水準について、どの位の使用料の水準を設定すれば良いかということをお委員の皆様にご審議していただくこととなります。そして、ここで体系や水準というものが決まってですね、その後に実際に新たな使用料の体系、使用料の単価等を実施する為に、使用料の徴収の根拠となる「下水道条例の改正」が必要となります。こちら、条例案を最終的には議会へ提出して、議会の方で審議していただき、議決をいただき、新しい使用料の体系、並びに単価が決まります。以上の様な作業を行って、下水道使用料を算出していきます。

次のページに参ります。では、それぞれの作業で、詳しく何を行うのかについてご説明いたします。

まずは、1番の「財政計画の策定」についてです。財政計画の策定をする為に、ローマ数字のⅠからⅣの作業を行います。まず、「Ⅰ. 財政計画の期間の設定」をします。続きまして、「Ⅱ. 排水需要の予測」、3番目に「経営改善努力の把握」、そして、4番目に「財政計画期間の収支見積」、という作業を行って、財政計画を策定いたします。

それでは、具体的にどの様な作業をするかについては、次のページから説明して参ります。

会 議 内 容

まず、「I. 財政計画期間の設定」でございます。必要となる使用料対象経費を算出する為に、下水道事業費の見通しを予測して、財政計画を策定する必要があります。その際にある程度の期間を設けて計画を立てることになります。もちろん、長期的に見通しを立てることができれば理想であると思いますが、あまり長期で見えてしまうと、不確定な要素も多くあり、計画としての妥当性に問題が出て参ります。そこで、計画の安定性と予測の確実性ということを考慮いたしまして、この財政計画の期間は大体3年から5年というスパンを見て設定するのが適当であるという様に考えられております。それで、実際に八戸市の場合は今までの使用料改定ではどうであったかという表が下の方になります。平成16年10月の改定の時には、財政計画期間は平成16年から平成20年の間、5年間で設定しております。平成12年と平成7年と平成3年、残りの3回分に関しましては、それぞれ、財政計画の期間は3年という様に設定しております。ですので、今回の使用料の改定に向けた財政計画の期間の設定におきましても、具体的には3年から5年というスパンで考えていくのが好ましいのではないかという様に私共では考えております。以上が財政計画期間の設定の説明です。

次に、2番目に参りまして、「排水需要の予測」です。排水需要の予測と言いますと、先程にご説明いたしました、財政計画期間において、汚水と雨水がどの程度流入するのかということ予測する作業でございます。これに関しましては、汚水量と雨水量の両方を予測することになります。

汚水量に関しましては使用料の対象となる水量ですね。これは処理区域内の人口や、一人当たりの汚水量、水洗化率等を予測して、どれ位対象となる水量が流入するのかというものを予測いたします。2番目に不明水量とありますが、これは実際に使用料の対象とならない水に関しましても終末処理場の方へ入ってくる量がございます。これについてもですね、使用料の対象水量と同じ様な精度で見込みをつけていく必要がございます。予測を立てていきます。

雨水の方に関しましては、雨水は過去の実績を基にして雨水の流入量を予測いたします。この雨水量の予測に関してですが、公費負担額の基礎となりますので、こちらの雨水量についても、汚水と合わせて排水需要の予測をすることが必要となります。

2番の「排水需要の予測」の説明は以上です。

3番目の「経営改善努力の把握」に参ります。実際に、使用料改定を行いたいという考えがあるとは思いますが、『足りない、足りない。』ということですね、改定ありきという考え方ではなくて、その前にまず、事業を行う側として、経費削減をしたり、増収対策、こういうものを行う必要があるのではないかと考えておきまして、下水道事務所の方でも経費削減や増収対策に努めているところであります。その中で、実際にどのような取り組みが行われているのかについて、ご説明いたします。

まずは、下水道施設の包括民間委託による職員、これは正職員ですね、削減を行いました。こちらは延べで11名です。5年間の実績になりますけれども、11名削減することができました。その次に、事業計画の見直しによる、単年度の建設事業費の圧縮です。こちらの方も、建設事業は莫大なものになりますけれども、事業計画をより見直すことによって、単年度ごとの事業費を減らす努力というものもしてございます。3番目、借換えによる利子の経費削減です。より利率の低い、市中の銀行等にですね、借入金を借換えすることによって、利子分、この分の経費を削減しております。以上が経費の削減の方になります。

次に真中の方に参りまして、増収対策ということですが、こちらは、水洗化普及促進活動によって、水洗化率の向上による増収。また、下水道が整備された地域でも、お使いいただいていないお客様がいらっしゃいますので、その方々に対して『下水道の方に接続してください。』という普及活動を行ってですね、実際に下水道の方に接続していただいて、それで下水道の使用料の方に反映させていく、増収の効果。ここは、これからも常に行わなければならない部分ですが、今現在でも行っているところでございます。2番目にですが、私

会 議 内 容

道への下水道整備促進による、接続世帯の増加とあります。ここの私道なんですけれども、基本的に下水道というものは市が所有、管理している道路に工事ができるんですけれども、個人の方が持っている土地とか道路に関しては市が勝手に工事はできませんので、個人の方が持っている道路とか土地に対して、申請等を出していただければ下水道事務所の方で本管を入れる工事をできますよという制度がございます。その制度にですね、力を入れて、私道に対して下水道の整備を促進して接続世帯の増加に努めております。増収対策は以上となります。

直接は増収とか、経費削減にならないのですが、その他の取り組みといたしまして、より下水道事業を市民の皆様にご理解していただく為にですね、この部分は増収対策とも重なる部分でございますけれども、下水道事業・水洗化普及に関するPR活動にも力を入れております。やはり、下水道を整備したからには使っていただくことが一番よろしいと思いますので、接続していただくという意味でのPR活動には常に力をいれて、今後もPRしていかなければならないところであります。それから、前回の審議会の方でもご意見をいただきましたが、もうちょっと下水道についてのPRとかですね、情報の公開に努めた方が良いのではないかというご意見をいただきました。今年からなんですけれども、下水道財政についてのポスターの展示をさせていただきました。こちらは環境展の方で下水道財政のポスターを展示させていただいて、市民の皆様に下水道のお金とか事業はどの様に行われているかということについて、試行的ではございますがさせていただきます。今後もですね、今、実績としてこの様な例を挙げましたけれども、今後もより一層の経費の削減、増収対策、その他の取り組み、この3本柱に力を入れて、なるべく改定する前にスリムな下水道事業の体質にしていける様に努めていかなければならないという様に考えております「経営改善努力の把握」については以上となります。

4番目、最後に「財政計画期間の収支見積」になります。ⅠからⅢまでの作業を行った後に、最終的に収入はどの位になるのか、支出はどれ位要るのかということについて、収支の見積、積み上げをしていきます。収入の方ですけれども、下水道の使用料、一般会計からの繰入金、市債、国庫補助金等の推計をいたします。

支出の方の推計ですけれども、維持管理費、その中には人件費、事務費、作業費の区分で推計いたします。その他に建設改良費、そして、資本費の元利償還金。主にこの3つについて支出の推計をいたします。それで、それぞれの推計を比較して、どの程度収支上で過不足があるかというものを見通します。仮に収入の方が不足している場合にはどの様にその不足分を解消するかについて検討する必要があります。この作業において今後必要となる使用料の対象経費と使用料収入についても、この収入全体の収入と支出の予測と同様に比較をすることとなります。

次に参ります。これで、1番の「財政計画期間の収支見積」というものが計画できたところで、では実際に、具体的に使用料の体系、及び使用料の水準をどの様に設定していくかということを決めていく必要がございます。それが、2番の体系及び水準の設定のところになります。具体的にはですね、結構細かいんですけれども、1から8番の作業を経て体系と水準を設定して参ります。基本的には見込まれる、支出される使用料の対象経費の全てを下水道使用料で負担していただくことが望ましいということは当然ではありますが、ただし、現状等を踏まえてですね、どの程度使用者の皆様が下水道使用料をご負担していただくかという水準を定める必要がございます。先程も申し上げましたとおり、今回の本委員会ではこの体系の部分、使用料の単価、水準等について、具体的な作業は事務局側が案を作ることになりますけれども、その案に対して委員の皆様から実際にご意見をいただいて、最終的な使用料の体系、あるべき体系と使用料の単価、水準を決めていただくということとなります。

では、実際にですね、体系や水準を決める場合にどの様な作業をしていくかについての説明をいたします。1番から8番までありますけれども、順を追って説明させていただきたいと思っております。

まず、1番。「使用料対象経費の分解」とあります。こちらの方ですけれども、各経費の性質に着目して、対象経費の分解を行います。対象経費の性質ごとに経費というものを分ける作業を行います。

会 議 内 容

2番目に「使用者群の区分」ということで、『群』とありますけれども、使用者の方を水量の区分に応じて区分けします。例えば八戸市の場合ですと、一般家庭の場合、10 m³まで基本水量と定めさせていただいております。10 m³からですと11から30、31から50、51以降という風に水量の区分、区分けをしておりますけれども、ここの2番の「使用者群の区分」でも、その様にモデルとなる水量区分というものの区分けをここで一旦作業します。

3番目、使用料の「対象経費の配賦」と難しい言葉になってしまいますけれども、『配賦』というものを簡単に言いますと『振り分け』、経費の振り分けをいたします。各使用者群、先程水量の区分に応じて分けられた使用者群に分解いたしました使用料対象の原価経費の部分ですね、これを配分します。振り分ける作業を3番目にいたします。

4番目に行きまして、配分された経費をここで一旦、「一次調整」というものが入ります。これが、各使用者群に振り分けました、ここで先に具体的な言葉出てしまったのですが、これは後で説明いたします。固定費に関する調整というものを行います。

5番目に使用料の「対象経費の配賦の細分化」。ここの2番目で使用者群、水量の区分に応じて区分けしたんですけれども、それを更に細かく細分化する必要があるか無いかについて、ここで検討いたします。要するに、今八戸市では10 m³まで、その次が11から30 m³まで区分けいたしておりますけれども、それを、11から30までの間を、例えば11から20、21から30等の様により細かに細分化するかどうかということについて、ここの5番で検討作業をいたします。

6番目に「基本水量の設定」です。ここで、基本水量は、今八戸市では月10 m³ですけれども、それが10 m³のままで良いのか、それとも下げるべきなのかどうなのかということについてここで考えます。

それで、ある程度体系の形が決まった後、最終的に7番、「二次調整」ということで、ここで6番目の「基本水量の設定」をして、基本使用料が設定されます。基本使用料を設定したんですけれども、どうしても使用料が回収不足になる場合がございます。この際にですね、回収不足の見込みとなる対象経費、使用料の対象経費を基本水量以外での部分、要するに従量制の部分にですね、再び振り分ける作業をここで、「二次調整」のところで行います。

それで8番目、最終的に「料率表の設定」ということで、使用料の体系の表をここで設定することになります。

ここまで、言葉で説明してですね、分かりづらいところもあるかと思います。次のシートに今申し上げたところを簡単な図にしてみました。話している内容は先程とあまり変わらないかもしれませんが、イメージしやすい様にまとめてみました。実際に使用料の対象となる経費が一番最初にあります。ここで使用料の対象経費というものを分解する作業を第1番目で行います。では、その対象経費の分解というものがどの様に分解されるのかについてですけれども、「需要家費」、「固定費」、「変動費」という3つの性質の費用に分けることとなります。それで、この需要家費なんですけれども、こちらの方は使われる使用水量の多い、少ないに関わらず、主として使用者に対応して増減する経費になります。ですので、例えば検針費用、八戸市では水道企業団にこの検針をお願いしているところなんですけれども、この検針には費用がかかります。この費用とか、例えば委託している委託料ですね。こちら使用料の収納とかの部分は、例えば下水道事務所の窓口だけではなくて、委託先の別館の裏に北奥羽水道総合サービスがあるんですけれども、その窓口でも支払うことができますし、各銀行の口座振替とか、後はコンビニエンスストアでも下水道使用料は今お支払いすることができます。その委託料の部分ですね、そういう部分がこの需要家費のところに分けられることとなります。

その次に、2番目の「固定費」とあります。ここの固定費なんですけれども、ここは使用水量や使用者の多い、少ないというものに関わりなく、下水道の施設の規模に応じて固定的に必要となってくる費用というものを固定

会 議 内 容

費に分けることとなります。例えば、電力量の基本料金の部分であるとか、資本費、借入金、返さなければならないお金というもの、固定的にかかってしまうお金を固定費としてまとめます。

それで3番目に「変動費」が挙げられます。この変動費というものは、下水道の使用水量の多い、少ないに応じて変動する費用となります。例えば、動力費であるとか、薬品費が挙げられます。入ってくる汚水の量が多ければ多い程、この動力費に使うお金もかかりますし、多く薬品等も使わなければならないこととなりますので、この変動費というものは、入ってくる汚水の量とか、使用水量の多い、少ないに応じて変動する経費のことです。

以上挙げた3つにそれぞれ分けます。

それから次が、2番目に挙げました各使用者群の区分、水量とかに区切って一旦モデルのケースを作ります。区切られた区分にこのそれぞれの経費というものを振り分けていきます。一旦、生の数字で、調整しない数字で振り分けたものをここで「一次調整」、次の段階で調整をすることとなります。これは、ここで挙げた固定費の部分について自治体の事業の特徴に合わせて調整するという風になっております。例えば、ある時期は工業団地とか企業の方が多いところに重点的に工事を行ったとかであれば、その部分は工業とか事業所とかに固定費の部分でお金をより多く配分するという様な調整を、それぞれの自治体、八戸市は八戸市の状況に応じて調整する作業があります。これが一次調整となります。

この一次調整が終わった後に、更に細かく、この使用者群、区分を分けるのか検討します。ですので、1番最初に設定した区分を変えなくても良いとなれば、ここで更に細分化する必要はございません。なるべく使用者群を細かく分けた方が良いと考えるのであれば、更に細かく区分を設定する必要がある場合は、ここで作業する必要があります。

ある程度、使用者群の区分、水量区分が定まってから、次に基本水量、と書いていないんですけども基本使用料というものを設定いたします。基本水量を設定する際には、安定した収入の確保と使用者負担のバランスを考慮する必要があります。基本使用料は安定した収入の確保を得られるものになりますけれども、水量を使っていない使用者の方に対して、何千円も基本使用料をお支払いしていただいているのかどうかという面もございますので、その辺り、収入の確保と使用者負担のバランスをここで吟味していく必要があります。

基本使用料、基本水量を設定して、ある程度下水道使用料の骨格ができたところで、最後に「二次調整」ということで、回収不足の対象経費原価とありますけれども、そういう部分の対象経費不足割合を従量水量に応じて再配分を行う。難しい言葉ですけども、振り分けを行います。どうしても基本使用料で賄いきれない対象経費もございますので、その回収不足の分を従量の水量に応じて更に経費を振り分けていくという作業を最終的に調整を行います。

全ての調整を終わって、最終的に「料率表の設定」をすることとなります。これができたものが最終的に議会へ上げられて、議決をいただいて条例の改正を経て、新しい体系として施行されるという流れとなります。

これが下水道使用料算定のフローと書いてありますけれども、手順となります。

先に勇み足で説明いたしましたけれども、全部使用料の体系等を設定した後、先程申し上げたとおり、条例を改正しなければ新しい使用料体系で使用料の賦課・徴収をできませんので、議会へ条例案を提出して、議会で審議・議決をいただいて、もちろん最終的には周知ですね、この期間は非常に大事となりますので、十分な期間を取った上で実際に施行するという事となります。

今、私の方からは言葉で説明いたしましたけれども、次回以降、実際に今後どの様な使用料の体系にしていくべきか、使用料の具体的な単価設定についての審議をしていただくこととなりますので、今言った内容は概要でございますので、実際に次回以降は具体的な資料を提示させていただいて説明させていただきます。言葉だけの

会 議 内 容

説明でしたので、分かりづらい面もあるかもしれませんが、これ軸にさせていただいて、次回以降の資料と照らし合わせていただければ、こういうことを説明していたのかということが分かると思いますので、ご参考にいただければと思います。

下水道使用料の算定に関する考え方の説明は以上となります。

次のシートに参ります。先程申し上げたとおり、言葉で説明して参ったのですが、実際に使用料の見直しを審議していく前に、現在八戸市の下水道使用料や下水道使用料の対象経費というもののはどの様になっているのかについて把握する必要があります。それでこちらのシートを出させていただきましたが、こちらは前回の下水道使用料審議会の方で提示いたしました資料になります。これは先程のシート4に近い形のものになります。シート4の方に具体的な数字が入った資料でございます。こちらは平成19年度の決算の部分になります。歳出の財源の内訳を使用料の対象経費というグラフにしておりますけれども、まず、先程シート4で説明したとおり、使用料で考えますと、ここの黄色の維持管理費の部分とピンクの資本費の部分が使用料に直接、今の説明では関わってくる部分になります。この中で、雨水と汚水にそれぞれ分けられます。その中で、維持管理費の中の汚水分に関してはそのまま下水道使用料の対象経費となります。資本費の部分、汚水部分がここで55.6億円とありますが、その中で使用料で賄わなければいけない部分、使用料の対象となる経費は、ここの14.3億円の部分が実際に使用料で賄わなければいけない部分となります。ですので、ここの維持管理費の部分の9.2億円と資本費の部分のこの14.3億円を合わせた23.5億円が平成19年度における使用料の対象経費でございます。それに対して、下水道使用料の収入はと言いますと、21.9億円の収入がございます。これを見ますとここの空白の部分が、実際に不足している、足りていない。使用料対象経費から見ると足りていない部分であります。これを使用料回収率という、前回の審議会でも出させていただいた言葉ですが、どれ位、使用料対象経費を賄うことができているのかという率を表したものですけれども、こちらは23.5億円分の21.9億円ということで93.2%というものが、平成19年度の使用料回収率の数字でございます。約1億6千万円、6.8%分が不足しているということになりました。

次のシートに参ります。同じシートなんですけれども、こちらが平成20年度です。決算が確定いたしましたので数字を更新いたしました。この使用料の対象経費になる部分ですけれども、維持管理費の部分での汚水分の対象経費が9.2億円は平成19年度と同じ数字になっております。ただし、ここの資本費の部分の使用料の対象経費が12.6億円となって、19年度よりは少なくなっております。この2つを合わせた21.8億円が平成20年度における下水道使用料対象経費です。それに対して、下水道使用料の収入はと言うと、20.9億円という収入になります。見ますとここにも空白があるんですけれども、回収率で見ますと21.8億円分の20.9億円で95.9%ということで、19年度と比べると回収率は改善したと取ることができます。しかし、まだ1億円弱不足しているというのが平成20年度の現状でございます。

次のシートにお願いいたします。こちらも前回の下水道使用料審議会の第3回目で提示させていただいた資料の中に入っていたものでございます。「下水道使用料の状況」ということで、平成20年度の決算が出まして、今平成21年度ですけれども、今後どの様な、下水道使用料の収入と汚水処理費とありますが、使用料の対象経費というものがどの様に推移していくかというものを予測したグラフでございます。19年度と20年度に関しては決算値に基づいて更新しているんですけれども、21年度から先は前回提示させていただいた数字のままにしておりますので、今後見直しを図ることによって、この数字は若干のずれが生じて参るかと思いますけど、ご参考の為に提示させていただきました。見ますと、21年度の予測としては約100%に近いところの回収率になるのではないかとこの予測なんですけれども、平成30年、31年度をピークに汚水処理費、使用料で賄わなければならない経費というものが増え続けて、それに対して使用料は伸びてはいるんですけれども、対象経費の伸びには

会 議 内 容

追いつかないということで、回収率の方は今の水準よりも低くはなります。今後、ここがどの様な予測を立てていくかというのは我々にとっても非常に大事な部分であります。ここの部分の収支の見込み等を誤ってしまいますと案自体も誤ったものになってしまいますので、ここの収支の見込みというものは大変精査して作業を行わなければならないと思います。皆様にご提示する時にはどういうやり方をしてどういう数字を出したのかというのをご説明する必要がございますので、ここも合わせて審議の際に分からない部分がありましたら、ご意見、ご質問の方をいただければと思います。この部分に関しても、また数字の方を作業で更新いたしましたら、次回以降、資料として提示させていただき予定にしておりますので、今日は前回の部分と合わせての参考ということにさせていただければと思います。

以上で、私の方から「下水道使用料の考え方について」ということで、報告案件の(2)の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【長谷川委員長】

- どうもありがとうございました。ずいぶんたくさんを一遍にいきましたから、学習は少しずつやっつけていかなければならないですけど、せっかくですから、ここからは皆さんからご質問等受けながら、みんな理解していきたいと思います。なんなりとどうぞお話しください。

【F委員】

- 質問があります。シートで言うと4ページ目の所。帯が何本かありますが、上の1本目と2本目の中で、1本目、維持管理費と、それから建設改良費の区別と言いますか、俗に言う古くなって取り替えたとか、壊れて直したという様な修繕費はどちらに入るものなのでしょうか。

それが一つと、それから2本目の帯ですね。雨が「A」と「E」に分かれて降らないだろうと思いますし、それから汚水も一緒だと思いますので、この「B」、「C」、「D」、区分する基準と言うか項目があるのでしょうか。簡単に結構です。

【事務局】

- はい。今2点程ご質問いただきました。まず、1点目の修繕費に関しまして、どちらに入っているかということでございましたけれども、今の考え方といたしましては、大規模な修繕、おおよそ100万円以上かかる様な、100万円とか何千万円とかかかる修繕もございませうけれども、そういったものについては建設改良費の仲間になります。100万円を超えない小さいと言いか、比較的小規模な修繕は維持管理費の方に入っております。そういった形になっておりました。

それから、もう1点目のご質問で、汚水の経費と雨水の経費の区分の仕方ということでしたけれども、まず、今の所、推計とかになるとまたちょっと色々考え方があると思うんですが、平成19年ですとか平成20年の決算ということで今ご説明申し上げましたけれども、まず、維持管理費につきましては汚水分、雨水分というのは実際に降った雨量ですとかその年の天候状態に応じまして、そうすると処理場に流れ込んでくる流入量というものがございませう。その流入量を、雨水が流入してくる量、汚水が流入してくる量ということで按分して、多少は天候にもよりますが、按分比率というものが変わってくるんですが、その様に按分しております。

それから、もう一つ、資本費の方。つまり、借金の返済金の方ですね。それにつきましては、今まで下水道で作ってきた施設が雨水に係る施設か、汚水に係る施設かと明確に分けられておりますので、雨水の施設の今までの積み上げと汚水の施設の今までの積み上げというものを経費区分で按分、金額で按分しまして、それで、汚水分の元利償還金、つまり借金の返済金、それから雨水分の借金返済金ということで分けて計算しております。

【F委員】

- 「C」と「D」の区別はどうやってやるんですか。この分ける基準。分けて計算するというのは、例えばこれが

会 議 内 容

何で、あれが何で、「汚水1」が何で、「汚水2」が何ですという、簡単な中身というんでしょうか。

【事務局】

- まず、こちらの「C」と「D」につきましては、「D」というのが汚水に係る借金の返済金の中でも、一般会計で負担してくださいとルールで決められたものがあります。

【長谷川委員長】

- 例えばどの様なものですか。

【事務局】

- 例えば、いわゆる交付税というもの算入されている部分と言われているものなんですけれども、

【長谷川委員長】

- ポンプ場とかですか。

【事務局】

- そうですね、ポンプ場。例えば雨のポンプ場であればここに入ります。雨のポンプ場に係る元利償還金になるとこちらの仲間になります。

【長谷川委員長】

- 処理場というのは。

【事務局】

- 処理場の中ではこのものところのものという、いろいろなルールがあって分けられております。

【事務局】

- ちょっと私から。汚水に係る資本費の返済分というのは、特に施設とかによって区分ができるんですけれども、流れてくる汚水というのは一緒ですから、明確な区分というのは水質からしてみれば区分はできないんですが、ここで先程説明があった公費で賄うことができる汚水というのが繰出基準として公営企業法の中で規定があるんですよ。汚水なんだけれども公費で賄わなければならない部分という基準がございまして、そのルールに則って算定したものがこの汚水分の「D」という部分が決まるんです。

【長谷川委員長】

- 例えば、それはこの部屋でいくとテーブルは「D」でイスは「C」だと、そういう風に区別されているという意味ですね。

【事務局】

- そうですね。その繰出基準の中でですね。

ここが算定されれば、それを除いた残った部分を使用料で賄いますというルールになっています。使用料で賄わなければならない汚水はという汚水なのか。公費で賄わなければならないもの、こちらは明確に基準がございまして、ただし、それを除いたものは使用料で賄ってくださいというのが今のルールになります。これはどういう汚水なのか、というところが決まっている訳ではございません。

【G委員】

- 2の方が決まっているから、1の方は残りの部分だと。

【事務局】

- はい。これが決まっているから、これを除いて残ったものが使用料で賄うものというルールです。

【長谷川委員長】

- 決まっているというのはどこで決まっているのですか。八戸市で決まっているのですか。それとも国で決まっているのですか。

会 議 内 容

【事務局】

- 国で決まっています。国の方が出した、その繰出基準というものです。

【長谷川委員長】

- そうすると、私たちが勝手に「2」だとか、「1」だとかとすることはできないと。

【事務局】

- そうですね。ここが決まるから残ったものが。

【長谷川委員長】

- 分かりました。

ちなみにその図の中で、右端に建設改良費と書いてますよね、そこの部分が下の方に降りてくると誰も負担していない様に書いていますけど、それは誰が負担するんですか。

【事務局】

- これはですね、下水道施設の建設事業に当たる部分ですので、財源としましては国庫補助金、あとはその建設の為に起こす借金、市債ですね。それが主な財源です。その他に下水道で皆様よく聞かれると思いますけど、受益者負担金。建設するに当たって使える状況になった方々からは、その受益者負担金というお金をいただいて、そういうものを財源として建設改良費が成り立っていますので。使用料に関しては全く算定の対象にするべきものではありません。ですから、ここは空白の様な状況になっています。

【長谷川委員長】

- 分かりました。

【B委員】

- その建設改良費は今言った様なお話だったんですけども、それは例えばいずれ、資本費は先程借金だという話でしたよね。そうすると建設改良費にかかった費用というのは、いずれはその資本費の中に入るんですか。入らないんですか。

【事務局】

- 入ります。こちらは、例えば19年度での建設改良費の財源として借金を起こしました。では、その借金というのはいつ返すかという翌年度から利息の償還が始まります。5年を経過しますと元金の償還が入ってきます。ですから、19年度で起こした借金というのは20年度以降にこことして入ってきます。

【C委員】

- 下水道がどんどん普及していったら更にその借金が増えていくんですか。償還金が。下水道が普及していけばいくに従って、償還する割合と言うかその負担分が漸増、だんだん増えているのですか。普及すればする程。

【事務局】

- 建設が進んでいって新たに建設する必要が無いとなった場合であれば、ここで借金を起こす必要は無くなります。ですから、後は残った借金を返済していくとなれば、だんだん右肩下がりになってくると思います。

【C委員】

- これから普及率が向上するから、どうしても工事はするでしょう。

【事務局】

- 八戸市の場合はまだまだ、建設が普及されておりませんので、ここを一気に増やすことはできないですけども、今の水準位を以って建設事業を進めていくとなると今後も借金を起こしていかなければならないということになりますので、ここがこれからどうなっていくのかとなると、少なくとも同じ位にラインを保ちながら進められればと考えております。

会 議 内 容

【長谷川委員長】

- C委員がおっしゃるのは、今50%位の普及率なのでどんどん普及していかなければいけないと。その為には、当然だけれども借金が増える方向になっていって、それで雪だるま式になってしまうということになりませんかというお話ですよ。

【C委員】

- それが将来プラスになってくるのではと。

【長谷川委員長】

- それが将来プラスにならない様にしてなんとか普及は増やすという、相矛盾することをこれからやろうという、そういう風なものをどこかに探し出さなければならないということでもありますよね。

【B委員】

- 実際、さっきの一番最後の報告の資料で見ると、19年度、20年度の資本費が19年度は68億ですけど、20年度は111億になっていますよね。それ位の割合で増えるということなのですか。

【事務局】

- 19年度と20年度につきましては、大規模な借換えというものを行いまして、30億か40億位違います。その位違うんですけど。実は、起債で賄う経費の部分が19年度と20年度を比べてみますと大幅に違っていると思えますけど、さっき22億だったものが、ここは56億となっていましたけれども、これは19年度に、説明でも先程ちょっとありましたが、高い利率の借金を低い利率のものに借り換えるというものです。19年度は50億程度行いました。それが20年度には20億程度ということで、その差の部分でこの資本費という部分が大きくなってしまったんですが、実際に見るとその資料の対象経費という部分につきましては、雨水の方が増えた関係もありまして、若干落ちたところでもあります。ですので、純粋な意味での借金の返済ということ考えた場合には、借り換えた部分と言うのは本来除いて考えなければいけないところがあります。

【長谷川委員長】

- つまり、単年度で見るとそういう風な大きな数値になっているものの、将来の負債と言いますか、それが要するに利率の低いものに切り替えたので、将来の負担としては減少するというメリットがあると。

【事務局】

- 参考までに今後どの様な形で借金の返済が推移していくかというものです。先程お渡しした資料の一番最後のページにあります。実際には何十億も変動するということは無くて、平成23年度まではほぼ横ばいから23億円程度位なんですけれども、24年度以降になりますとちょっと大きい幅で増えていきます。污水处理費というところですね。三角の。これには維持管理費と污水处理に係る元利償還金を足したものが含まれております。これが押し上がっている理由というのは、主に将来の元利償還が増えるということになります。ですから、恐らく単年度で7、8千万円程度伸びる時期も来ることが予想されます。ここについてはまた改めて推計をお出しして、正確な数字を皆様にお知らせします。

【長谷川委員長】

- よろしいでしょうか。

他に何かどうぞ。

最後のグラフで、平成20年度決算になったら、グラフとしては全体の傾向と違う様な情報になっているんですけども、それは予想どおりの話だったんですか。それとも何か事象が、平成20年度は何かがあって下がっているんですか。

会 議 内 容

【事務局】

- 20年度はちょっと使用料収入が落ちた。なかなか今までも収入が前年度を割り込んでいるということは少なかったんですけども、

【事務局】

- そうですね。去年の話になるんですけども、7月に大きい地震がありまして、その時に事業所が営業できないところもございまして、その為に単月で2千万近い前年度よりも減収がありました。この場で申し上げづらいですが、断水の方の影響も大きくあるかと思いましたが、そちらの方よりもやはり7月の地震の方の影響が、使用料の収入ということから見ると大きい要因になっております。

【長谷川委員長】

- 災害でそれだけ減ったということですか。つまり、災害によって事業所が運転できないから。

【事務局】

- あとは、だんだん、年によって使う水の量というのも減って参ってきております。節水型の家電、これがかなり大きい要因になっております。トイレとかドラム式の洗濯機とか食器洗い機とかですね、こういったものにかかなり技術革新が進んでまして、3分の1、4分の1程度になる機器もございます。そういうのでこれからも使用水量という部分は減っていくのではないかと予想しているんですけども、そういう要素もあったんですけど、大きい要因とすると地震の影響が大きかったという風に考えられます。

【C委員】

- 将来の回収率ですか、上の方の回収率。これがずっと下がっていますね。その判断基準は、なんでそう判断したんですか。

【事務局】

- 回収率というものは、ピンクの線の汚水処理費、使用料で賄わなきゃいけない経費と、使用料収入の部分が離れていけば離れていく程、回収率は落ちてしまうという仕組みになっております。そういうグラフになっております。つまり、ここ、使用料で賄わなければいけない経費の伸びに対して使用料収入が追い付かない状態ということになります。

【事務局】

- ピンクのラインが分母になります。この費用を賄う為に、賄わなければならないんですけど収入がこの分しかないということは、ここが近くなれば回収率というのは高くなっていきます。恐らく23億であれば100%。ただし、23億に対して22.4億円だと当然100%を満たさない形になります。この乖離が大きくなればなる程、回収率は悪くなります。本来はこの線に追いつく様な収入が得られていけば一番理想の形になります。

【C委員】

- だんだん徐々に人口が減っているから、ある程度使用料が相対的に減少傾向になるんじゃないんですか。世帯数が増えている。

【事務局】

- 例えば下水道の計画区域の中の人口が減ってしまうということになると、本来こう見ていた収入がそういかなくなる。もっとなだらかなラインになっていくことも当然予測されます。そこの将来推計というものはなかなか難しいところでして、10年先、20年先を見通すことが難しいところではあるんですけども、今現状で、現状の人口で今後を考慮できる様な要素があれば、当然そういうものを加味して見通しを立てていくんですけども、今の現状で見ると使用料収入は本来は何も無ければならぬけれども少しずつは増えていくでしょうという様な見通しを立てているんですけども、今お話した様に節水型の家電製品が普及したり、皆さんが環境を守る為に節水に励

会 議 内 容

まれると使用料収入は伸びていかないと。本来下水道は一生懸命、先程の建設を進めて、普及率は高くなることを当然想定しているんですけども、普及はしているけれども皆さん水を使われないということになれば、この回収率がどんどん乖離が増えて低くなっていくこともあるんじゃないかと思われま。

【長谷川委員長】

- 今の点でいくと大きな課題かもしれませんが、水を少なく使うことは環境にやさしい時代に相応しいことなのだから、それを促進する様な下水道使用料体系というものが創設されると、市民の方からも大歓迎という仕組みになれるんでしょうけども、それは皆で何か考えていけると本当は良いんですよね。単に水量が少ないから使用料収入が少ない。それは運営上課題だという受け止め方にならない様な、何か次の皆さんが環境に対して努力されることが下水道の普及に役立つという、そういう仕組みが上手く流れると本当に良いんですけどね。だけど現状では残念ながらああいう風な逆のことに。

【事務局】

- 例えば、長谷川委員長のおっしゃった様に環境を守る為にはやはり水を使わない、なるべく汚さないという方向に向かうのではないかと思います。ただし、下水道の経営からするとそういう意識を持ちながら、下水道を使われる方がどんどんこれから増えていくということになればですね、1世帯当たりからは少ないながらも汚水が流れる。ただし、使っている方がどんどん増えていけば汚水量は増える。それを効率的に量が増えていけば増えていく分経費がかかるかと言えばそういう訳ではなくて、効率的な経費のかけ方が。ですから、下水道に着手してからかなり経つ訳ですけども、下水道を使われる方がどんどん増えて、下水道処理場を造ったり、管を伸ばしたりして、下水道事業の経営が規模としては大きくなった方がより効率的にはなる。費用をかけずに汚水を処理するという傾向には向かっているのではないかと思います。

【長谷川委員長】

- 分かりました。

【G委員】

- ある意味、これから下水道のPRの中で、下水を流すときの市民の意識みたいなものもアピールしながら、薬品を使わず、電力を使わず、下水が流れていければ、理想の使用料体系に少しでも近づけるのかなって単純に思うんですけど。市民側としては、やっぱり経費が節減できるという部分は電力とか薬品、浄化する為の薬品の部分を節減できる協力は市民はできる訳ですよ。そういうことなんでしょう。

【長谷川委員長】

- つまりあれですね、排水として汚水として出す時の水質をよりきれいなもので排水すれば、それは下水処理場としての費用も、

【G委員】

- 浮くわけですよ。そういうのを今度アピールする時に、環境展なんかで。そういう部分でどんどんやっていけば、少しは役に立てるのかなと。ちょっと話を聞いていて市民として感じました。

【事務局】

- 汚水を処理する費用の削減としては効果的だと思います。

【長谷川委員長】

- 他にご質問ございませんか。

【C委員】

- 汚水というものには工場排水は一切関係無いですか。

会 議 内 容

【事務局】

- 工場からも流れてきております。

【C委員】

- じゃあ、工場の排水量もある程度、今言った節減とか責任とかそういう風なものはやっているんですか。個人、法人の排水量を減らす何というか。

【事務局】

- 量からすれば、今八戸市の下水道使用料の体系は一般家庭、事業所、あと公衆浴場という3つの区分を持っていますけれども、この事業所の中には規模は様々ございますけれども、工場から流れてくる汚水もございます。汚水量の推移からすると事業所から流れてくる汚水がより少なく、要は事業の方が節水に一生懸命な傾向が見られております。一般家庭からしても、先程ご説明したとおり節水型の家電製品とかが導入されたとしても、通常であれば私の方でもそうなんですけれども、それ程節水している意識は皆さん無いのかなと思われてますけど、そういう機器を導入することによって節水の効果が出る。ただし、企業にしてみればより少ない経費で当然収益を上げるというのが目的になっているかと思しますので、経費削減とすれば、下水道事業もそうなんですけれども、まず経費を削減しましょうということで、下水道使用料をより少なくする為に、汚水を減らそうという動きは工場等に最近頃は頓に見られる状況になります。

【長谷川委員長】

- 他、よろしいでしょうか。
それでは、ご説明承ってまた次回、いろいろと詳しいことを意見交換させていただければと思います。
それでは本日の案件以外で何かございましたら、ご発言ください。

【G委員】

- よろしいでしょうか。質問ではないんですけども、シートの12のところにあります使用料算定のフローのところ、ちょっとお話を聞いていて自分の頭の中で噛み砕けなかったの。この一次調整、二次調整というところを、次回きちっと表していただいてご説明いただけたらなと思いました。ちょっと私はここ、頭で噛み砕けませんでした。

【事務局】

- 八戸市で本当はお示しできればいいんですけど、もう少し分かりやすい資料が具体的にあればよろしいと思いますので、他の自治体の例をお出しして、実際にどの様に調整しているのかという具体例をお示しできればと考えておりますので、ここの一次調整、二次調整に関して、G委員が求められている資料をお出しできるのかどうか分かりませんが、最大限努力して分かりやすい資料をお出しできる様に努めますのでよろしくお願いいたします。

【G委員】

- よろしく願いいたします。

【長谷川委員長】

- そうですね。何か具体的なものがあると皆さん分かりやすくなるんじゃないでしょうかね。
他、ございますか。
無ければ私の方の役割を終えて、司会の方へお返しさせていただいて、今日の委員会の方は終演に結びつけていただきたいと思います。どうぞ。

【司会】

- ありがとうございます。

会 議 内 容

本日の会議録につきましては、作成し次第、藤村委員、三浦委員から承認をいただき、皆様に配布させていただきたいと思っております。

事務局からの連絡でございますが、次回の委員会は、12月18日金曜日、時間は午後1時30分から、場所は東部終末処理場3階大会議室を予定したいと考えておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、案件として、「使用料体系の在り方」についてご審議いただきたいと考えております。

後日、改めて事務局からご案内しますのでよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、中嶋環境部長から一言ご挨拶させていただきます。

【中嶋環境部長】

- どうも、長時間に渡りまして、大変ありがとうございました。

この下水道の使用料は、やはり、市民の方々に大きい影響を及ぼしますので、慎重に色々な角度から検討してご意見をいただきたいと、こう思います。その為には、我々、できるだけ分かりやすい様な説明、また資料というものを出したと思いますので、これから来年の5月頃が最終ということを考えておりますけれども、5回位委員会を開きますので、これからよろしく願いたいと、こう思います。ありがとうございました。

【司会】

- それでは、これもちまして、「第1回八戸市下水道使用料改定委員会」を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【長谷川委員長】

- どうもご苦労様でした。

第1回八戸市下水道使用料改定委員会会議録として承認します。

委員 藤 村 幸 子 印

委員 三 浦 哲 也 印